

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年12月20日

【事業年度】 第7期(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

【会社名】 株式会社みらいワークス

【英訳名】 Mirai Works Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡本祥治

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋二丁目8番1号7階
(平成30年2月19日から本店所在地 東京都渋谷区恵比寿四丁目27番
7号6階が上記のように移転しております。)

【電話番号】 (03)5860-1835(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 池田真樹子

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋二丁目8番1号7階

【電話番号】 (03)5860-1835(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 池田真樹子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月
売上高 (千円)	1,263,742	1,543,219	1,705,057	2,273,750	3,033,660
経常利益 又は経常損失() (千円)	39,158	3,700	61,713	125,245	158,784
当期純利益 (千円)	28,376	7,821	44,070	85,840	101,064
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	20,000	20,000	20,000	20,000	194,893
発行済株式総数 普通株式 (株) A種類株式	100 100	200	20,000	20,000	1,216,350
純資産額 (千円)	58,057	65,878	109,949	195,790	646,469
総資産額 (千円)	398,950	455,412	531,124	683,104	1,247,974
1株当たり純資産額 (円)	58.06	65.88	109.95	195.79	531.50
1株当たり配当額 普通株式 (1株当たり中間配当額) (円) A種類株式 (1株当たり中間配当額)	() ()				
1株当たり当期純利益 (円)	28.38	7.82	44.07	85.84	86.63
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					78.12
自己資本比率 (%)	14.55	14.47	20.70	28.66	51.80
自己資本利益率 (%)	64.69	12.62	50.13	43.84	24.00
株価収益率 (倍)					66.95
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		6,291	51,132	193,775	138,234
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		23,169	389	469	52,112
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		49,818	20,216	102,040	346,541
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)		276,457	306,985	398,251	830,915
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	14 〔11〕	17 〔14〕	23 〔18〕	27 〔17〕	36 〔31〕

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 第4期において平成27年6月24日付でA種類株式1株につき1株の割合で株式交換を行い、平成27年6月24日付でA種類株式100株を消却しております。
5. 第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
6. 第4期から第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
8. 第3期から第6期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 当社は、第3期まではキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者人員数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む)は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
11. 当社は、平成28年3月18日付で1株につき100株の割合、平成29年11月2日付で1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算出しております。
12. 主要な経営指標等の推移のうち、第3期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
13. 第4期から第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、新日本有限責任監査法人は2018年7月1日をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

2 【沿革】

年月	概要
平成24年 3月	プロフェッショナル人材向けサービス事業の展開を目的として、東京都渋谷区恵比寿に、株式会社みらいワークス(資本金10百万円)を設立
平成24年 4月	コーポレートサイトリリース、「FreeConsultant.jp」事業開始・サイトリリース
平成24年 7月	有料職業紹介事業の許可を取得
平成24年11月	第三者割当増資により、資本金20百万円
平成24年12月	本社を東京都渋谷区恵比寿に移転
平成24年12月	「ConsulNext.jp」事業開始・サイトリリース、コーポレートサイト・リニューアルサイトリリース
平成25年 8月	登録コンサルタント 1,000名突破
平成25年10月	「FreeConsultant.jp」「ConsulNext.jp」サイト・リニューアル
平成25年11月	一般労働者派遣の認可を取得
平成27年 9月	「FreeEngineer.jp」事業売却
平成27年11月	登録コンサルタント 3,000名突破
平成28年 1月	経営理念とビジョンを革新、みらいズム(行動指針)をリリース
平成28年 7月	「FintechConsultant.jp」サービス開始、サイトリリース
平成28年 8月	Salesforceに精通した独立コンサルタントを養成するプログラムを開始
平成28年12月	登録コンサルタント 5,000名突破
平成29年 6月	独立・起業・転職から選択肢を考える新キャリアプランニングサービス『「独立」「企業」「転職」あなたはどれを選ぶ?』サービス開始
平成29年12月	東京証券取引所マザーズ市場に新規株式公開
平成29年12月	フリーランスのプロ人材に特化したお試し稼働就職支援サービス『大人のインターン』開始
平成30年 2月	本社を東京都港区東新橋に移転
平成30年 5月	登録コンサルタント 7,000名突破
平成30年 6月	医療・ヘルスケアビジネスに特化した人材マッチングサービス『HealthcareProfessionals.jp』開始

3 【事業の内容】

事業の概要

当社では主要事業としてプロフェッショナル人材向けサービス事業を行っております。プロフェッショナル人材向けサービス事業とは、顧客企業と当社で業務委託もしくは人材派遣の契約を締結し、当社はその業務を、当社に登録しているプロフェッショナル人材へ再委託、あるいは当社で有期雇用をして顧客企業へ人材派遣を行う事業です。顧客企業からの依頼は、要件定義から基本設計までの基幹システム開発、戦略策定やPMO及びIT、業務改善コンサルティング等の案件が多く、当社では、顧客企業から発注される人月単価が100万円から200万円といった、高度な能力を持つ個人に特化したサービスを提供しております。原則的にはフルタイムの参画で、稼働期間は3～6ヵ月程度が中心となっております。また、顧客企業より依頼があれば、有料職業紹介サービスとして正規雇用の採用支援も行っております。

当社のプロフェッショナル人材向けサービス事業の対象市場は、主にビジネスコンサルティングとITコンサルティングの両領域におけるコンサルティングサービス市場となります。これらの領域は、顧客企業である事業会社のグローバル化及びIT戦略の中核となっていることから、活発な需要を背景とした成長市場であり、現在では常に高度な能力を持つ人材が不足している状態であります。当社の主な顧客企業は、コンサルティング会社や事業会社、システム開発会社等であり、これらの企業において人材が足りない場合に、当社より外部人材を調達しております。

総務省の国勢調査及び人口推計の発表によると、国内における労働力人口は不足傾向にあります。一方で、起業のための環境が近年において急速に整備されつつあり、コンサルティング会社に所属していたコンサルタントが独立し、フリーランス（注）として活動する優秀なプロフェッショナル人材が増加しています。国内の労働力不足が顕著になりつつある状況下で、当社では独立したプロフェッショナル人材に仕事と挑戦の場を提供するサービスを行うことで、日本経済を維持、成長させるために「新しい働き方」を広げたいと考えております。

プロフェッショナル人材として活動する個人を増やし、そしてそれらの人材を活用する企業が増えるためには、独立への不安を払しょくするプラットフォームが必要と考えております。現在日本では、仕事をする時間や場所の自由度、仕事の選択の自由度を求める人材、すなわち「企業に雇用されない働き方」を選ぶフリーランスが増えていますが、一方で収入の不安定さといったリスクもあることから、個人事業主としての活動することの不安を取り除く必要があります。当社は独立プロフェッショナルという「新しい働き方」を実現するプラットフォームとなるべく、積極的に事業展開をしております。

(注) 特定の企業や団体、組織に専従しておらず、自らの才覚や技能を提供することにより独立した個人事業主もしくは法人

当社の特徴

当社は、高度な能力を持つ個人に特化したプロフェッショナル人材サービスを提供していることが最大の特徴であります。顧客企業から依頼される案件との高いマッチング率と、プロフェッショナル人材の安定した稼働を支える当社専門スタッフによるフォロー体制等、顧客企業へのサービス品質管理を徹底しております。現在、独立プロフェッショナル人材の登録数は7,600名超、また案件を獲得している会社数は880社超と、実績を積み上げてきており、当分野に当社の経営資源を集中して配分しております。

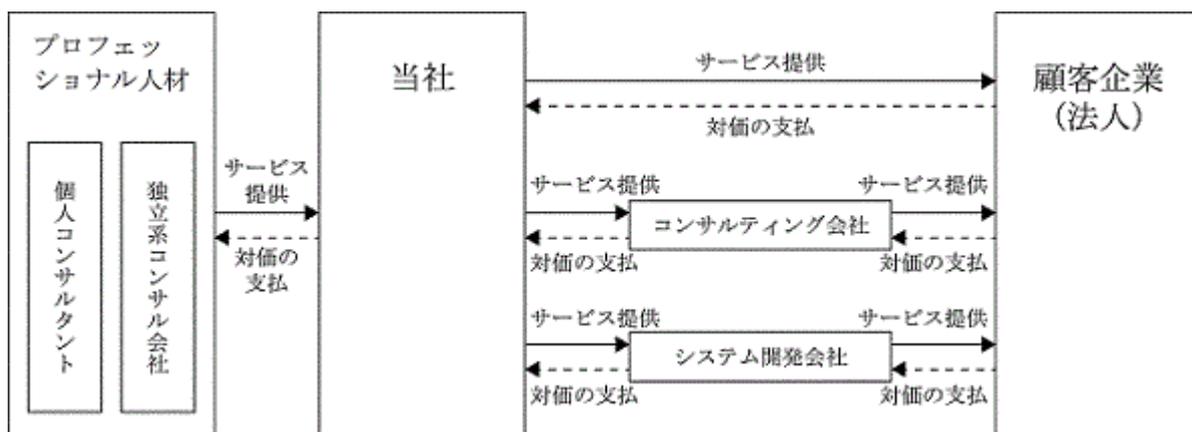
当社より登録したプロフェッショナル人材へ発注する際には、プロフェッショナル人材が働きやすい環境作りに重点を置いています。顧客企業の現場に入り込み、現場を動かさなければならないプロジェクトでは、個人コンサルタントは孤独になってしまう傾向にあるため、働き始めの段階では特に当社の専任スタッフが気を配ります。プロジェクトが始まるタイミングで、案件を依頼した顧客企業の担当者とプロフェッショナル人材の現場での役割について、当社の専任スタッフが間に入って詳細に内容を詰めていきます。「業務として何をするのか」「そのプロジェクトで作成する資料はどのようなものがあり、それぞれどんなタイミングで作成するのか」といったことを明確にしていき、例えば顧客企業から「この資料のたたき台を作ってほしい」と依頼を受けた時には「3割の充実度で十分なのか、8割程度完成したものなのか」とたたき台のレベルも確認します。仕事を進めていくうちに、顧客企業から求められる仕事内容やレベルが相違した時にも、改めて当社の専任スタッフと擦り合わせを行います。当社では、依頼した企業の期待値をしっかりと掴むことで、プロフェッショナル人材が高いパフォーマンスで仕事を進められるようにすることを大切にしております。

顧客企業となる事業会社のメリットは、「ある事業の企画を始めたい」といった場合、コンサルティング会社に依頼すると高額となりやすいコストを抑えられることです。「事業計画を立てる3カ月間だけ手を借りたい」という短期的なケースにも対応でき、コンサルティングや財務、マーケティング、経営企画などの質の高い即戦力の高度な能力を持つプロフェッショナル人材を、経営に直結する部門に対して必要な外部人材を迅速に提供することが可能です。

ビジネスモデル及び事業系統図

顧客企業、コンサルティング会社、システム開発会社において人材が足りない場合に、当社が業務委託、人材派遣、もしくは人材紹介という形態で案件を受注します。当社は登録者の中から適したプロフェッショナル人材を選定し、受注した業務委託を再発注、または有期雇用契約を行い、該当案件のサービス提供を行うビジネスモデルです。

事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
36 〔31〕	37.5	1.92	5,768

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(有期雇用契約、人材会社からの派遣社員を含む)は、当事業年度の平均人員を()外数で記載しております。なお、増員要因は、営業人員の強化によるものです。
2. 平均年間給与は、賞与を含んでおります。
3. 当社のセグメントは、プロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「日本のみらいのために挑戦する人を増やす」の経営理念の下、個人で活躍する人の増加や、挑戦者を取り巻く社会的な課題を解決することで、日本を元気にしたいと考えております。当社の中長期的なビジョンは「プロフェッショナル人材(注1)が挑戦するエコシステム(注2)を創造する」であり、そのため当社社員の行動指針となる「みらいズム」を以下のように定めております。

「変化」：私たちは自ら変化を起し、そして変化を歓迎します。

「主体性」：私たちは周りで起きることを自分事として、自ら行動して責任を果たします。

「挑戦」：私たちはみらいの為に挑戦し、挑戦を通じて自ら成長します。

「チームワーク」：私たちはお互いの強みと個性を活かし、チームの成果に貢献します。

「持続的な関係」：私たちはすべての人と誠実に向き合い、WIN-WINで持続的な関係を築きます。

(注) 1. 報酬に値する価値ある役務を提供し、その分野で生計を立てている専門家

2. 多様な立場で専門的な技術や強みを生かしながら、業種・業界の垣根を越えて相互協力し、平等な収益の循環をする仕組み

(2) 目標とする経営指標

当社は、「稼働人数」、「新規受注数」、「プロジェクト解約数」、「平均販売単価」、「平均売上原価率」及び「プロフェッショナル人材の登録者数」を重要な経営指標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社の運営しているサイト「FreeConsultant.jp」は、登録者数7,600名超のプロフェッショナル人材向けプラットフォームとなっています。また、案件を獲得している会社数は880社超と、実績を積み上げてきており、これまで「高稼働率・低コスト体質」と「エンゲージメントの向上」を徹底した戦略とその愚直な実行により、増収増益で推移してきました。今後は、登録者の増加によって稼働可能なプロフェッショナル人材をより多く確保し、適正な売上総利益率を保持する営業体制を構築します。また、管理部門の増員によって内部統制の強化を図っていきます。

(4) 会社の対処すべき課題

登録プロフェッショナル人材の確保とエンゲージメントの向上

当社の事業拡大のためには、プロフェッショナル人材の確保が必要不可欠となります。PR活動やWEBマーケティングを中心に、当社への登録を行うプロフェッショナル人材数を増やす施策を引き続き実施していきます。また、登録プロフェッショナル人材の案件への適性を見極めを行う当社の専任スタッフの研修及び育成を図ります。

さらに、登録プロフェッショナル人材と当社の専任スタッフとの信頼関係構築に努めております。当社で主催するリアルイベント等の活動を積極的に実施し、対面でのコミュニケーションを通じて、プロフェッショナル人材の囲い込みを行う方針であります。

営業力の強化

新規顧客企業の開拓や販売のための営業活動を積極的に展開し、プロフェッショナル人材にとって働きやすく魅力的な案件の獲得を行います。また、それらの案件に対して適正な能力を有したプロフェッショナル人材を、顧客企業にとって妥当な価格でマッチングを行います。そのための当社の営業社員への教育研修を実施してまいります。

社内管理体制の強化

当社は成長段階にあるので、継続的な成長をしていくために、組織的な管理体制を運用していくことが重要であり、経営の公正性や透明性を確保するために、内部統制システム強化に取り組んでおります。

プロフェッショナル人材向けサービス事業が拡大していく中で、積極的な採用により、その業務にあたる当社の従業員の増加が見込まれます。当社では、業務における属人性を排除し、組織規模の拡大に対応した社内管理体制の充実やシステム化が必要不可欠であると考えております。

適正な売上総利益の確保

組織として統一した品質を提供すると共に、適正な売上総利益を獲得する体制を作っていく方針であります。顧客企業と登録プロフェッショナル人材の情報をデータベースによって一元管理し、リアルタイムで多量かつ高質な社内情報共有を行っており、高度な能力を持つプロフェッショナル人材とのビジネスノウハウを蓄積してまいります。

当社サービスの認知度向上

今後も高い成長性を維持していくために、当社では費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。また、省庁や自治体を巻き込み、独立したプロフェッショナル人材の新しい働き方を提唱してまいります。

優秀な社員の確保

福利厚生や業務環境の改善等による離職率の低減を図り、経営理念に共感していただける当社の社員にとって、よりプロフェッショナル人材や顧客企業に向き合える環境を整えてまいります。また、経営幹部人材の登用も併せて進めてまいります。

(5) その他、会社の経営上重要な事項

該当事項はありません。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

プロフェッショナル人材や社員の確保及び育成について

当社の事業を継続及び拡大させていくためには、高い専門性を有したプロフェッショナル人材を継続的に確保する事が重要です。そのため当社は、フリーランスとして活動しているコンサルタントとの接点の確保、コミュニケーションの強化による囲い込みを重要課題と認識しております。また、既存及び新規顧客企業への営業社員、プロジェクトの業務責任者となるコンサルタント社員、フリーコンサルタントと積極的にコミュニケーションを取る専任スタッフの採用活動の強化及び教育研修による育成を図るべく、人事部門の強化を積極的に推進しております。これらの社員の採用と育成が当社の計画通りに進まず、一定数の社員を確保できなくなった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社の主要事業であるプロフェッショナル人材向けサービス事業は、労働者派遣法(注1)及び職業安定法(注2)に基づいて事業を営んでおります。当社は関係法令を遵守して事業を運営しておりますが、労働者派遣法に定める派遣事業主または職業安定法に定める有料職業紹介事業者としての欠格事由に該当もしくは法令に違反する事項が発生した場合、事業の停止や派遣事業主または有料職業紹介事業者の許可の取り消しをされる可能性があり、その場合には事業を営むことが出来なくなる可能性があります。

また、将来これらの法令ならびにその他の関係法令が、労働市場をとりまく社会情勢の変化などに伴って、改正若しくは解釈の変更などがあり、それが当社の営む事業に不利な影響を及ぼすものであった場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

- (注) 1. 派遣元事業主が派遣先と労働者派遣契約を締結して、派遣元事業主が雇用する労働者を派遣先の指揮命令下で労働に従事させること(労働者派遣事業許可証 派13-305405 有効期間 平成28年11月1日から平成33年10月31日)
2. 求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること(有料職業紹介事業許可証 13-ユ-305507 有効期間 平成27年7月1日から平成32年6月30日)

新規参入と競合について

プロフェッショナル人材向けサービス市場は、顧客企業の要望に応じることのできる即戦力としてのプロフェッショナル人材を囲い込みできるか否かを除いては、参入障壁が高くないビジネスモデルであります。このため、顧客企業もしくはプロフェッショナル人材に認知され定着していくことにおきましては、先行して事業を推進していくことで、先行者利益を得ることが重要と考えております。また、将来の成長が期待される市場であり、国内外の事業者がこの分野に参入してくる可能性があります。新規参入者が多額の営業活動費や広告宣伝費を投下し、競合状況が激化した場合には、価格の下落、又は価格競争以外の要因でも案件獲得を失うおそれがあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、常に業界動向、技術革新、ユーザーニーズの変化等に対応する必要があると考えております。そのため、顧客企業またはプロフェッショナル人材のニーズに変化等が起こった場合には、変化に対応するための追加的支出が必要になる可能性があります。著しい技術革新やニーズ等の変化が起こり、当社の対応スピードが遅れた場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特定のサイトへの依存度が高いことについて

当社の主要事業であるプロフェッショナル人材向けサービス事業は、主に当社が運営するサイト「FreeConsultant.jp」を通じて、プロフェッショナル人材の確保を行っております。このため、プロフェッショナル人材の登録者数が、予想よりも拡大しなかった場合や、プロフェッショナル人材の嗜好や関心を適切に把握できずに登録者数が減少した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

新規サービスの立ち上げについて

成長著しいプロフェッショナル人材向けの市場おきましては、当社で培ったノウハウを活かした新規サービスを立ち上げることが必要であると認識しております。新規サービスへの投資については、十分な検討を行った上で投資の意思決定をしていきます。しかしながら、全てのサービスが顧客企業またはプロフェッショナル人材のニーズに応えられるか否かは不明であり、採算の合わないサービスが増加した場合、また市場環境の変化や不測の事態により、当初予定していた投資の回収を実現できない可能性があります。さらに、新規サービスの立ち上げには、一時的に追加の人材採用及び育成費用の発生、外注及び広告宣伝にかかる費用の発生、ソフトウェア開発並びに設備投資等が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブルの発生について

当社は、システムトラブルの発生を回避するために、ウェブサーバの負荷分散、データベースサーバの冗長化、サーバリソース監視、定期バックアップの実施等の手段を講じることで、システムトラブルの防止及び回避に努めております。しかし、サービスを管理しているサーバや配信のためのシステムにおいて何らかのトラブルが発生することにより、サービスの運営に障害が生じる可能性があります。そのため、当該障害が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

機密情報の管理について

当社の主要事業であるプロフェッショナル人材向けサービス事業は、顧客先において事業戦略策定や業務改革支援、新商品・サービス開発支援、大規模システム構築PMO、基幹システム導入支援等に従事しており、機密性の高い情報を取り扱っております。このため当社においては、全従業員及び稼働中のプロフェッショナル人材に対して入社・登録時及び定期的に機密情報の取扱いに関する指導・教育を行っております。顧客企業の機密情報等の流出が生じた場合には、当社に対する社会的信用が損なわれ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害、事故等のリスクについて

当社の事業拠点及びサーバ等の設備については、本社所在地である東京都港区にあり、当該地区において大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合、当社の事業活動に支障をきたす可能性があることから、業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟について

当社は、当事業年度において、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。しかし、システムダウンによるサービス停止や外部侵入等による機密情報の漏洩等、予期せぬトラブルが発生した場合、又は取引先との関係に何かしらの問題が生じた場合等、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟を提起される可能性があります。その場合、損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について

当社の主要事業であるプロフェッショナル人材向けサービス事業は、労働者派遣法、職業安定法及び個人情報保護法により、個人情報の適正管理が義務付けられております。当社においては、個人情報を管理するためのルールの厳守を徹底するとともに、個人情報管理について一層の取組みを図ってまいります。何らかの原因により個人情報が漏洩する事態が発生した場合には、当社に対する社会的信用が損なわれ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定の人物への依存について

創業者であり代表取締役社長である岡本祥治は、当社設立以来の代表者であり、経営方針や事業戦略、サービスコンセプト等についてリーダーシップを発揮しております。各事業部門の部門長及びリーダーへ権限移譲を進めることで、当人に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、当人に不測の事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」に記載のとおり、当人は当社の設立以前に株式会社アイ・シー・エフ（平成20年2月に証券取引法（現 金融商品取引法）違反（偽計）の疑いで元役員らが逮捕され、平成20年4月に上場廃止。）に従業員として在籍しておりました。当社では、外部機関による調査及び当人への確認を行いましたが、一連の不祥事への関与の事実は認められておりません。

レピュテーションについて

当社は、顧客企業の事業戦略策定や業務改革、新商品・サービス開発、大規模システム構築PMO、基幹システム導入等を支援する事業会社として、重責を負託されていることを十分に認識し社会的責任を果たすために、取引にあたり当社独自の基準を設けています。しかしながら何らかの理由によりレピュテーション上のリスクが生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンス遵守について

当社は、関係者の不正行為等が発生しないよう、国内外の法令及び社内規程、ルール等のコンプライアンス遵守を行動基準として定め、内部監査等で遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や関係者による不正行為が発生する可能性は否定できず、これらの事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

現在当社は成長過程にあると認識しており、獲得した資金については優先的に人材の採用及び育成、社内情報システム等の設備導入に充てるため、過去においては配当を行っておりません。今後は、株主様に対する利益還元を経営上の重要な課題の一つとして認識し、将来的には、配当による株主への利益還元を予定しております。しかしながら、重要な事業投資を優先する場合やキャッシュ・フローの状況によっては、配当を実施しない、あるいは予定していた配当を減ずる可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、会社法の規定に従って平成27年6月24日開催の臨時株主総会決議、平成28年3月31日開催の臨時株主総会決議に基づき、新株予約権を付与しております。本書提出日の前月末現在新株予約権による潜在株式数は133,950株であり、同日現在の発行済株式総数の10.9%に相当し、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

顧客企業の需要動向と事業の季節変動について

当社が提供するプロフェッショナル人材向けサービスは、ビジネスとIT領域の双方に関連するコンサルティングサービスの提供であり、主として顧客企業によるIT関連投資及び業務改善、戦略構築のための投資が対象になります。よって、当社の業績は顧客企業におけるそれらの投資動向の影響を受け、変動する可能性があります。また、顧客企業の多くが通期の事業年度を4月から3月までと定めていることから、当社の売上高は第2四半期末(3月)及び期末(9月)にかけて集中する傾向があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

(1) 業績

当事業年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や円安等による企業収益・設備投資への好影響から緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、労働需要のひっ迫は続いており、企業の人手不足感は益々高まっております。世界経済においては、米国トランプ政権の政策運営により不透明感や中国等新興国の成長鈍化等から、先行きを慎重視する状況で推移いたしました。国内では引き続き、事業会社によるグローバル化への対応及びIT投資への活発な需要により、ハイスpek層の人材が不足している状態にあります。

このような経済環境のもとで、当社のプロフェッショナル人材向けサービス事業は、コンサルティング会社や事業会社、システム開発会社を中心に、新規受注を拡大して、引き続き事業活動を推進してまいりました。

新サービスとしては、平成29年12月にフリーランスのプロフェッショナル人材のためのお試し稼働就職支援サービス「大人のインターン」を開始しました。さらに、平成30年6月には医療・ヘルスケア産業に特化したプロフェッショナル人材向けサービス「HealthcareProfessionals.jp」を開始いたしました。

また、主要サービスである「FreeConsultant.jp」の登録人数が7,600名を突破いたしました(平成30年9月末時点)。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高3,033,660千円(前年同期比33.4%増)、営業利益157,030千円(同25.7%増)、経常利益158,784千円(同26.8%増)、当期純利益101,064千円(前年同期比17.7%増)となりました。

なお、当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(注) サービス名は商標または登録商標です。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ432,663千円増加し、830,915千円となりました。

また、当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とその要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動により獲得した資金は、138,234千円(前事業年度は193,755千円の収入)となりました。これは主に、売上債権の増加69,660千円による資金の減少があった一方で、税引前当期純利益158,784千円、仕入債務の増加49,213千円による資金の増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動により使用した資金は、52,112千円(前事業年度は469千円の支出)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出16,443千円、無形固定資産の取得による支出16,879千円、敷金の差入による支出24,593千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動により獲得した資金は、346,541千円(前事業年度は102,040千円の支出)となりました。これは主に、株式発行による収入328,038千円によるものであります。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績は次のとおりであります。なお、当社はプロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
プロフェッショナル人材向けサービス事業	3,033,660	133.4
合計	3,033,660	133.4

(注) 1. 最近2事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)		当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)	
	販売高 (千円)	割合(%)	販売高 (千円)	割合(%)
アクセンチュア株式会社	336,995	14.8	327,736	10.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に当たり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度の売上高は3,033,660千円(前年同期比33.4%増)となりました。この主な要因は、プロフェッショナル人材向けサービス事業が堅調に推移し、顧客数が増加したことによるものであります。

(売上総利益)

当事業年度の売上総利益は653,424千円(前年同期比47.8%増)となりました。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は496,393千円(前年同期比56.5%増)となりました。この主な要因は、業務の効率化により人件費が削減したことによるものであります。

(営業外損益及び特別損益)

営業外損益の主な内訳は、雑収入1,763千円、雑損失14千円であります。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高3,033,660千円(前年同期比33.4%増)、営業利益157,030千円(前年同期比25.7%増)、経常利益158,784千円(前年同期比26.8%増)、当期純利益は101,064千円(前年同期比17.7%増)となりました。

(3) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における資産の残高は、1,247,974千円となり、前事業年度末に比べ564,869千円増加しました。これは主に、増資等により現金及び預金が432,663千円、売掛金が69,660千円、有形固定資産が15,376千円、無形固定資産が21,097千円、敷金が18,047千円増加したことによります。

(負債)

当事業年度末における負債の残高は、601,504千円となり、前事業年度末に比べ114,189千円増加しました。これは主に、業務拡大により買掛金が49,213千円、未払金が35,407千円増加したことによります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、646,469千円となり、前事業年度末に比べ450,679千円増加しました。これは増資等により資本金及び資本準備金がそれぞれ174,893千円、利益剰余金が101,064千円増加したことによります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況（業績等の概要）（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社の運営しているサイト「FreeConsultant.jp」は、登録者数7,600名超（平成30年9月30日時点）のプロフェッショナル人材向けプラットフォームとなっています。また、案件を獲得している会社数は880社超と、実績を積み上げてきており、これまで「高稼働率・低コスト体質」と「エンゲージメントの向上」を徹底した戦略とその愚直な実行により、増収増益で推移してきました。今後は、登録者の増加によって稼働可能なプロフェッショナル人材をより多く確保し、適正な売上総利益率を獲得する営業体制を構築します。また、管理部門の増員によって内部統制の強化を図っていきます。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における主要な設備投資は、システム改修に伴う設備投資19,802千円であります。

なお、当社はプロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

平成30年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	商標権	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都渋谷区)	サーバ等 本社機能	10,253	5,867	273	2,480	19,802	38,677	36 (31)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 本社建物は賃借しております。年間賃借料は19,743千円であります。
 4. 従業員数の()は臨時雇用者数を外書しております。
 5. 当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年12月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,216,350	1,220,400	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	1,216,350	1,220,400		

- (注) 1. 提出日現在の発行数には、平成30年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
2. 平成29年10月16日の取締役会決議により、平成29年11月2日付で1株を50株に株式分割いたしました。
3. 平成29年12月18日を払込期日として公募増資を行い、発行済株式総数は170,000株増加しております。
4. 平成29年12月19日をもって、当社株式は東京証券取引所マザーズに上場しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成27年6月24日臨時株主総会決議及び平成27年6月24日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成30年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1 外部協力者1	取締役1 外部協力者1
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000(注)1、3	100,000(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	900(注)2、3	900(注)2、3
新株予約権の行使期間	平成29年6月25日から 平成37年6月24日まで	平成29年6月25日から 平成37年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格900 資本組入額450 (注)3	発行価格900 資本組入額450 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 新株予約権者は、保有する本新株予約権の1個の一部を行使することはできない。 本新株予約権にかかる割当契約に違反した場合には行使できない。	新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 新株予約権者は、保有する本新株予約権の1個の一部を行使することはできない。 本新株予約権にかかる割当契約に違反した場合には行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末現在及び提出日の前月末現在は5,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

3. 平成28年2月19日の取締役会決議により、平成28年3月18日付で1株を100株に、平成29年10月16日の取締役会決議により、平成29年11月2日付で1株を50株に株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

必要に応じて合理的に決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第2回新株予約権(平成28年3月31日臨時株主総会決議及び平成28年3月31日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成30年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1 従業員9	取締役1 従業員7
新株予約権の数(個)	439	358
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,950(注)1、3	17,900(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	900(注)2、3	900(注)2、3
新株予約権の行使期間	平成30年4月1日から 平成37年3月31日まで	平成30年4月1日から 平成37年3月31日まで

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格900 資本組入額450 (注)3	発行価格900 資本組入額450 (注)3
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員(相談役、顧問契約者を含む)であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又は正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>新株予約権者は、保有する本新株予約権の1個の一部を行使することはできない。</p> <p>本新株予約権にかかる割当契約に違反した場合には行使できない。</p>	<p>新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員(相談役、顧問契約者を含む)であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又は正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>新株予約権者は、保有する本新株予約権の1個の一部を行使することはできない。</p> <p>本新株予約権にかかる割当契約に違反した場合には行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末現在及び提出日の前月末現在は50株であります。

ただし、本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

3. 平成29年10月16日の取締役会決議により、平成29年11月2日付で1株を50株に株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

る。) (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。) をする場合において、組織再編行為の効力発生日 (吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。) の直前において残存する本新株予約権 (以下「残存新株予約権」という。) を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」という。) の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

必要に応じて合理的に決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第3回新株予約権(平成28年3月31日臨時株主総会決議及び平成28年9月30日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成30年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年11月30日)
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 従業員 8	取締役 2 従業員 8
新株予約権の数(個)	321	321
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,050(注) 1、3	16,050(注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	900(注) 2、3	900(注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成30年9月30日から 平成37年9月29日まで	平成30年9月30日から 平成37年9月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格900 資本組入額450 (注) 3	発行価格900 資本組入額450 (注) 3

新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員(相談役、顧問契約者を含む)であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又は正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>新株予約権者は、保有する本新株予約権の1個の一部を行使することはできない。</p> <p>本新株予約権にかかる割当契約に違反した場合には行使できない。</p>	<p>新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員(相談役、顧問契約者を含む)であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職又は正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、特別な事情があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>新株予約権者は、保有する本新株予約権の1個の一部を行使することはできない。</p> <p>本新株予約権にかかる割当契約に違反した場合には行使できない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末現在及び提出日の前月末現在は50株であります。

ただし、本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

3. 平成29年10月16日の取締役会決議により、平成29年11月2日付で1株を50株に株式分割いたしました。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換に

つき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数(株)」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項

必要に応じて合理的に決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年6月24日 (注)1	A種類株式 100 普通株式100	普通株式200		20,000		
平成28年3月18日 (注)2	普通株式19,800	普通株式20,000		20,000		
平成29年11月2日 (注)3	普通株式980,000	普通株式1,000,000		20,000		
平成29年12月19日 (注)4	普通株式170,000	普通株式1,170,000	143,888	163,888	143,888	143,888
平成29年12月19日 (注)5	普通株式10,000	普通株式1,180,000	4,500	168,388	4,500	148,388
平成30年1月4日 (注)5	普通株式10,000	普通株式1,190,000	4,500	172,888	4,500	152,888
平成30年1月16日 (注)6	普通株式25,600	普通株式1,215,600	21,667	194,555	21,667	174,555
平成30年9月13日 (注)7	普通株式750	普通株式1,216,350	337	194,893	337	174,893

- (注) 1. 発行済株式のA種類株式数の減少100株は、A種類株式1株につき1株の割合で株式交換を行い、A種類株式を消却したことによるものであります。
2. 平成28年3月18日に1株を100株とする株式分割をし、発行済株式総数が19,800株増加しております。
3. 平成29年11月2日に1株を50株とする株式分割をし、発行済株式総数が980,000株増加しております。
4. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格 1,840.0円
引受価格 1,692.8円
資本組入額 846.4円
5. 新株予約権の権利行使による新株式発行10,000株により、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,500千円増加しております。
6. 有償第三者割当（オーバーアロットメント方式による募集）
発行価格 1,840.0円
資本組入額 846.4円
割当先 株式会社SBI証券
7. 新株予約権の権利行使による新株式発行750株により、資本金及び資本準備金がそれぞれ337千円増加しております。
8. 平成30年10月1日から平成30年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が4,050株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,822千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

平成30年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		2	19	18	12		1,343	1,394	
所有株式数(単元)		111,000	52,900	25,100	14,600		1,011,800	1,215,400	705
所有株式数の割合(%)		9.13	4.35	2.06	1.20		83.24	100	

(6) 【大株主の状況】

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
岡本 祥治	神奈川県川崎市麻生区	685,000	56.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	107,200	8.81
株式会社中田康雄事務所	東京都港区元赤坂1丁目2-17-2702	20,000	1.64
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	19,600	1.61
品川 広志	東京都港区	15,000	1.23
渡辺 公夫	東京都渋谷区	11,100	0.91
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	8,900	0.73
西村 亨来	大阪府大阪市阿倍野区	8,500	0.69
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	5,605	0.46
倉森 和幸	東京都中野区	5,000	0.41
計	-	885,905	72.83

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,215,645	12,156	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。
単元未満株式	705		
発行済株式総数	1,216,350		
総株主の議決権		12,156	

【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みらいワークス	東京都港区東新橋二丁目8 番1号7階	30		30	0.0
計		30		30	0.0

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	30	171
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他()				
保有自己株式数	30		30	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成30年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、事業展開のための内部留保の充実と成長に応じた利益還元を重要な経営課題であると認識しております。現在、当社は成長過程にあり、一層の業容拡大を目指しており、獲得した資金については、優先的に人材の採用育成、システム等の設備強化等の重要な事業投資に充て、当社の競争力の強化による将来の収益力向上や効率的な体制整備に有効に活用するため、会社設立以来、第7期事業年度を含めて配当は実施しておりません。

今後は、収益力の強化や安定的な事業基盤の確立に努め、内部留保の充実状況、業績、当社を取り巻く事業環境、今後の事業展開を勘案し、その都度適正な経営判断を行い、配当を決定していく方針であります。

なお、当社は剰余金を配当する場合には、株主総会の決議をもって、期末配当を年1回行うことを基本的な方針としております。

また、当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨、定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月
最高(円)					13,940
最低(円)					4,815

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。
2. 当社株式は平成29年12月19日付で、東京証券取引所マザーズに上場いたしました。それ以前については、株価については該当がありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	7,880	7,380	7,050	6,150	5,850	5,800
最低(円)	6,560	5,760	6,010	4,870	4,815	4,930

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

5 【役員の状況】

男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率14.29%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	岡本 祥治	昭和51年 8月28日生	平成12年7月 アンダーセン・コンサルティング(株) (現アクセンチュア(株)) 入社 平成17年7月 (株)アイ・シー・エフ 入社 平成19年9月 (株)オンサイドパートナーズ 設立 代表取締役(現任) 平成24年3月 当社設立 代表取締役社長(現任)	(注)3	685,000
取締役	経営企画部長	池田 真樹子	昭和53年 8月24日生	平成13年4月 落合公認会計士事務所 入社 平成17年1月 グローバル・ブレイン(株) 入社 平成21年4月 (株)イトクロ 入社 平成25年7月 (株)クロス・マーケティング 入社 平成25年10月 (株)クロス・マーケティンググルー プ 出向 平成27年7月 当社 入社 平成29年2月 当社 経営企画部長(現任) 平成30年12月 当社 取締役(現任)	(注)3	
取締役		中田 康雄	昭和18年 2月24日生	昭和42年4月 宇部興産(株) 入社 昭和45年10月 三菱レイヨン(株) 入社 昭和54年2月 カルビー(株) 入社 平成17年6月 同社 代表取締役社長 兼CEO、CIO 就任 平成21年11月 (株)中田康雄事務所 設立 代表取締 役(現任) 平成25年2月 当社 顧問 平成27年6月 当社 取締役(現任)	(注)3	20,000
取締役		三木 浩	昭和45年 6月4日生	平成6年4月 NTTシステムサービス(株)(現(株)NTT データアイ) 入社 平成8年12月 日本テキサス・インスツルメンツ (株) 入社 平成9年7月 部門買収に伴い、スターリングソフ トウェア・テクノロジー(株)へ転籍 平成12年4月 (株)デジタルガレージ 入社 平成13年3月 アクセンチュア(株) 入社 平成19年8月 エヴァーオンワード(同) 代表社員 (現任) 平成21年2月 サステナジー(株) 取締役 平成27年12月 当社 取締役(現任) 平成30年1月 サステナジー(株) 代表取締役(現任)	(注)3	4,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		武藤 一郎	昭和37年 9月4日生	昭和62年10月 アーサーアンダーセン アンド カ ンパニー(現アクセンチュア㈱) 入 社 平成元年10月 同社 アンダーセンコンサルティン グ部門に配属 平成11年2月 KPMGコンサルティング㈱(現有限責 任 あずさ監査法人) 入社 平成26年3月 アバナード㈱ 入社 平成27年12月 (同) キャリアトレーナーわくわく オフィス設立 代表(現任) 平成28年3月 当社 監査役(現任)	(注) 4	
監査役		品川 広志	昭和51年 12月7日生	平成14年10月 弁護士登録 平成14年10月 濱田松本法律事務所 平成20年9月 Alston & Bird法律事務所 研修 平成21年9月 モルガン・スタンレー証券㈱(現三 菱UFJモルガン・スタンレー証券 ㈱) 投資銀行本部 出向 平成22年10月 森・濱田松本法律事務所 平成24年1月 錦華通り法律事務所(現任) 平成25年3月 星野リゾート・リート投資法人 監 督役員(現任) 平成26年12月 ㈱レッド・プラネット・ジャパン監 査役 平成27年6月 当社 監査役(現任) 平成28年3月 ㈱再生医療推進機構(現㈱セルテク ノロジー) 監査役(現任) 平成29年7月 ㈱インキュリオン・グループ 監 査役(現任)	(注) 4	15,000
監査役		本行 隆之	昭和51年 11月7日生	平成11年4月 センチュリー監査法人(現有限責 任 あずさ監査法人)入社 平成17年12月 ㈱KPMG FAS 入社 平成23年11月 ㈱龍土町コンサルティング 代表 パートナー 平成24年4月 ㈱Stand by C Advisory 取締役 のぞみ監査法人 代表社員(現任) 平成25年1月 Hamee㈱ 監査役(現任) 平成26年7月 ㈱Stand by C 取締役 平成26年11月 大江戸温泉リート投資法人 監督役 員(現任) 平成28年3月 ㈱ライトアップ 監査役(現任) 平成28年6月 ㈱NHKビジネスクリエイト 監査役 (現任) 平成28年12月 当社 監査役(現任) 平成29年6月 ㈱NHKアート 監査役(現任) 平成29年7月 ㈱インキュリオン・グループ 監 査役(現任)	(注) 4	
計						724,000

- (注) 1. 取締役中田康雄及び三木浩は、社外取締役であります。
2. 監査役武藤一郎、品川広志及び本行隆之は、社外監査役であります。
3. 平成30年9月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年9月期に係る定時株主総会終結の時までであり
ます。
4. 平成29年9月14日開催の臨時株主総会の時から、平成32年9月期に係る定時株主総会の終結の時までであり
ます。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

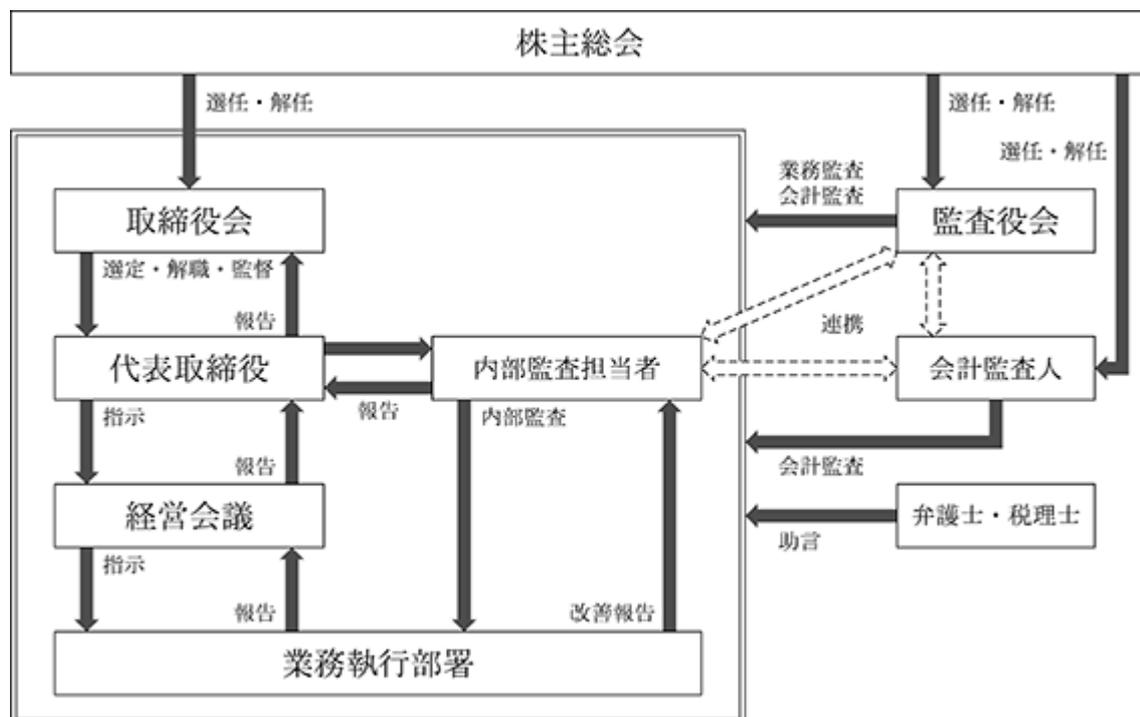
当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが、長期的な企業価値を向上につながり、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

企業統治の体制の概要

イ 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。

ロ 本提出日における当社の機関及び内部統制の関係は次のとおりであります。



八 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

a 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役2名)で構成され、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行っております。原則として、毎月1回の取締役会の開催に加え、必要に応じて臨時取締役会をその都度開催しております。職務権限規程において決裁権限を明確化し、重要な意思決定については取締役会において決定しております。なお取締役会の議案については、事前に全取締役及び監査役に連絡し、議事の充実に努めております。

また、取締役会には全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。社外取締役は他業界からも招聘し、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。なお、取締役会の開催状況は、平成28年9月期は15回、平成29年9月期は15回、平成30年9月期は19回開催しており、社外取締役の出席率は平成28年9月期92.6%、平成29年9月期100%、平成30年9月期100%で、随時貴重な質問・意見等の発言をしております。

b 監査役及び監査役会

当社はガバナンス強化の観点より、単独で権限行使ができる独任制であり、かつ常勤監査役の設置義務があることから、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

常勤監査役は、監査役監査基準・計画に基づき、取締役会のほか、重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、重要会議の出席、取締役の法令・規定等の遵守状況の把握や、会計監査人の監査計画の把握、内部監査状況の把握を行い、内部監査担当者及び会計監査人と情報交換や意見交換を行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

監査役のうち2名は、弁護士と公認会計士であり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施することとしております。

c 経営会議

経営会議は、部長以上の職位の者で構成され、原則として週1回以上開催しております。取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項を協議又は決議を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

d 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成28年9月16日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

()当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。

()当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

()当社の取締役会は、取締役の職務執行について監視・監督を行う。

()当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

()当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

()当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。

()当社は、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規則に基づき、また「個人情報保護規程」を制定し、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。

当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

()当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント活動を推進する。

()当社は、経営会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

()当社の内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- () 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。
- () 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- () 当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を週1回以上開催する。

当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- () 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
- () 当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、経営会議にて審議を行い、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
- () 当社は、「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- () 当社の内部監査担当者は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
- () 当社の監査役は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- () 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。
- () 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- () 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- () 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
- () 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- () 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
- () 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
- () 当社の監査役は、内部監査担当者的実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- () 当社の監査役は、監査法人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- () 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対策規程」に則り、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- () 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

二 内部監査、監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長が指名する内部監査担当者により、年度計画に基づき内部監査業務を実施しております。内部監査担当者が所属する部署については、代表取締役社長が別部署から指名し、相互に牽制する体制としております。会社の財産および業務を適正に把握し、業務執行が法令や社内規程に違反することのないよう、内部牽制体制を構築するとともに、定期的に内部監査を実施しており、監査の結果を代表取締役社長に報告し、改善の必要ある場合は是正指示を出しております。なお、内部監査担当者は3名であります。

監査役監査につきましては、原則、監査役3名全員が全ての取締役会に出席すると同時に、常勤監査役1名が社長、取締役、重要な使用人との意見交換や重要書類の閲覧等を行うことで、取締役と同水準の情報に基づいた監査が実施できる環境を整備しております。また、内部監査担当者が、内部監査の計画及び結果等に関して監査役会に報告し、意見交換をする等、監査役会との連携を構築しております。監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、各監査機関での監査計画・監査結果の報告等、情報共有のための意見交換を定期的に行い、緊密な相互連携の強化に努めております。

ホ 会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は指定有限責任社員鈴木一宏、井尾稔であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他11名であります。

なお、継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

ヘ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社では、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要であると考えているため、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。

社外取締役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、経営の状況等をモニタリングするとともに、事業判断上、必要とされる助言や意見交換を行います。

社外監査役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、取締役の業務執行の状況を監査するほか、内部監査の状況、会計監査人による監査の状況を把握するとともに、内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じてそれぞれと連携をとり、業務の適正化を図っております。

社外取締役中田康雄は、企業経営及び企業内情報システムに知見を有していることから、公正かつ客観的な見地からの確かな助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献すると判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、カルビー株式会社の元CEO及び元CIOであります。同社と当社の間取引関係はありません。なお、同氏は当社の株式を保有しております。同氏と当社の間その他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

社外取締役三木浩は、国内大手システム開発会社及び外資系大手コンサルティング企業での業務、国内外ベンチャー企業への投資業務等、豊富な経験と知見を有しており、その経験と知見に基づいた経営の監督とチェック機能を担っております。なお、同氏は当社の株式を保有しております。同氏と当社の間その他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役3名は、それぞれ豊富な経営管理の経験と知識、弁護士または会計士としての豊富な実務経験と専門的知識を有しており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するために選任しております。

社外監査役武藤一郎は、外資系コンサルティング企業及び国内監査法人での業務等、豊富な経験と知見を有しており、当社が成長していく過程での組織構築や当社の適切な組織運営に関する助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。なお、同氏と当社との間にその他の人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

社外監査役品川広志は、弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有しており、コンプライアンスに係る助言・提言に加えて、幅広い見識を当社の監査に反映して頂けることを期待して監査役に招聘したものであります。同氏は、星野リゾート・リート投資法人の監督役員であります。同社と当社との間に取引関係はありません。なお、同氏は当社の株式を保有しております。同氏と当社との間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役本行隆之は、公認会計士としての長年の実務経験と豊富な知識及び上場企業他数社における監査役の経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を解決するための助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。同氏はHamee株式会社の監査役であり、大江戸温泉リート投資法人の監督役員であります。同社と当社との間に取引関係はありません。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

リスク管理体制の整備の状況

リスク管理については「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施しております。代表取締役社長をリスク管理最高責任者、各部門長をリスク管理責任者とし、各部門リーダーをリスク管理担当者とした体制を敷いております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

また、役員及び従業員の法令及び社会規範の遵守の浸透、啓発を図るため「コンプライアンス規定」を定めております。コンプライアンス担当責任者は、代表取締役社長が兼ねるものとし、コンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反があった場合に対応するために、経営会議にて対応・協議することとしております。経営会議は、コンプライアンスに係る取組みの推進、コンプライアンスに関する研修等の実施、管理部と連携して従業員がコンプライアンスを遵守しているかの調査の実施、問題がある場合における改善の指示、コンプライアンス違反が発生した場合における事実関係の調査、コンプライアンス違反の事実が認められた場合における被害を最小限にとどめるための速やかな対応及び再発防止策の構築、といった役割を担っています。

更に、管理部長、各監査役又は外部の専門家を通報窓口とする内部通報規程を制定しております。組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、社会保険労務士等の外部専門家及び関係当局等からの助言を受けられる体制を構築しております。さらに、役員及び従業員は、コンプライアンス違反行為を当会社に通報した者に対し、通報したことを理由として、報復行為を行ってはならないものとし、通報者が通報したことを理由として通報者の職場環境が悪化することが無いよう適切な処置をとるものとしております。

役員の報酬等

- イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
最近事業年度における役員報酬等は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	26,400	26,400				4
監査役 (社外監査役を除く。)						
社外役員	14,850	14,850				5

- ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

- ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

- ニ 役員の報酬等の額の決定に関する基本方針

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で承認されたそれぞれの報酬総額の範囲内において決定しております。

株式の保有状況

- イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

- ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

- ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役の定数は8名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議条件

当社は、取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

社外取締役及び監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
13,000		16,000	1,000

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としては、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、双方協議のうえで、監査報酬を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成29年10月1日から平成30年9月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	398,251	830,915
売掛金	249,644	319,304
前払費用	7,982	13,035
繰延税金資産	7,587	8,482
その他	176	275
流動資産合計	663,642	1,172,013
固定資産		
有形固定資産		
建物	640	10,683
工具、器具及び備品	1,716	8,737
減価償却累計額	1,611	3,299
有形固定資産合計	744	16,121
無形固定資産		
商標権	313	273
ソフトウェア	1,145	2,480
ソフトウェア仮勘定		19,802
無形固定資産合計	1,459	22,556
投資その他の資産		
出資金	50	50
長期前払費用	9,833	12,517
繰延税金資産	857	149
敷金	6,518	24,565
投資その他の資産合計	17,258	37,282
固定資産合計	19,461	75,960
資産合計	683,104	1,247,974

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	360,480	409,694
未払金	36,773	72,180
未払費用	8,482	15,285
未払法人税等	39,912	39,848
未払消費税等	19,930	25,500
預り金	12,005	20,663
賞与引当金	9,729	18,068
その他		259
流動負債合計	487,314	601,504
負債合計	487,314	601,504
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	194,893
資本剰余金		
資本準備金		174,893
資本剰余金合計		174,893
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	175,790	276,854
利益剰余金合計	175,790	276,854
自己株式		171
株主資本合計	195,790	646,469
純資産合計	195,790	646,469
負債純資産合計	683,104	1,247,974

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
売上高	2,273,750	3,033,660
売上原価	1,831,629	2,380,236
売上総利益	442,120	653,424
販売費及び一般管理費	317,198	496,393
営業利益	124,922	157,030
営業外収益		
受取利息	2	4
受取配当金	1	1
雑収入	861	1,763
営業外収益合計	864	1,768
営業外費用		
支払利息	367	
支払保証料	172	
雑損失		14
営業外費用合計	540	14
経常利益	125,245	158,784
特別利益		
保険譲渡益	5,258	
特別利益合計	5,258	
税引前当期純利益	130,504	158,784
法人税、住民税及び事業税	49,509	57,907
法人税等調整額	4,845	187
法人税等合計	44,663	57,719
当期純利益	85,840	101,064

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)		当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		136,472	7.45	214,234	9.00
経費		1,695,156	92.55	2,166,002	91.00
合計		1,831,629	100.0	2,380,236	100.0

経費に含まれる主な費用(千円)	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)		当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)	
	業務委託費		業務委託費	
	業務委託費	1,695,156	業務委託費	2,166,002

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	20,000			89,949	89,949		109,949	109,949
当期変動額								
新株の発行								
新株の発行（新株予約権の行使）								
当期純利益				85,840	85,840		85,840	85,840
自己株式の取得								
当期変動額合計				85,840	85,840		85,840	85,840
当期末残高	20,000			175,790	175,790		195,790	195,790

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	20,000			175,790	175,790		195,790	195,790
当期変動額								
新株の発行	165,555	165,555	165,555				331,111	331,111
新株の発行（新株予約権の行使）	9,337	9,337	9,337				18,675	18,675
当期純利益				101,064	101,064		101,064	101,064
自己株式の取得						171	171	171
当期変動額合計	174,893	174,893	174,893	101,064	101,064	171	450,679	450,679
当期末残高	194,893	174,893	174,893	276,854	276,854	171	646,469	646,469

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	130,504	158,784
減価償却費	638	2,767
賞与引当金の増減額(は減少)	6,860	8,339
受取利息及び受取配当金	3	5
支払利息	367	
支払保証料	172	
売上債権の増減額(は増加)	55,586	69,660
仕入債務の増減額(は減少)	106,791	49,213
その他	29,329	53,441
小計	219,074	202,879
利息及び配当金の受取額	3	5
利息の支払額	132	
法人税等の支払額	25,169	64,651
営業活動によるキャッシュ・フロー	193,775	138,234
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		16,443
無形固定資産の取得による支出	358	16,879
敷金の差入による支出	660	24,593
敷金の回収による収入	549	8,520
投資その他の資産の増減額(は増加)		2,715
投資活動によるキャッシュ・フロー	469	52,112
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	250,000	
短期借入金の返済による支出	250,000	
長期借入金の返済による支出	102,040	
株式の発行による収入		328,038
自己株式の取得による支出		171
ストックオプションの行使による収入		18,675
財務活動によるキャッシュ・フロー	102,040	346,541
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	91,266	432,663
現金及び現金同等物の期首残高	306,985	398,251
現金及び現金同等物の期末残高	398,251	830,915

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
建物附属設備	8年～18年
工具、器具及び備品	5年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績が無いこと、貸倒懸念債権が存在しないことより、貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

3 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
当座貸越極度額の総額	150,000千円	150,000千円
借入実行残高	千円	千円
差引額	150,000千円	150,000千円

(損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
給料手当	106,814 千円	175,570 千円
役員報酬	36,750 "	41,250 "
広告宣伝費	22,062 "	25,819 "
業務委託費	25,854 "	48,714 "
地代家賃	16,121 "	22,022 "
法定福利費	23,496 "	36,043 "
賞与引当金繰入額	9,729 "	18,068 "
減価償却費	638 "	2,767 "
おおよその割合		
販売費	17.1 %	23.8 %
一般管理費	82.9 "	76.2 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	20,000			20,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストックオプションとしての新株予約権						
第2回ストックオプションとしての新株予約権						
第3回ストックオプションとしての新株予約権						
合計						

(注) 1. 第2回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

2. 第3回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	20,000	1,196,350		1,216,350

(変動事由の概要)

発行済株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	980,000株
新株予約権の行使による増加	20,750株
第三者割当による新株式の発行による増加	25,600株
公募による新株式の発行による増加	170,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式		30		30

3 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストックオプションとしての新株予約権						
第2回ストックオプションとしての新株予約権						
第3回ストックオプションとしての新株予約権						
合計						

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
現金及び預金	398,251千円	830,915千円
預入期間が3か月を超える定期預金	千円	千円
現金及び現金同等物	398,251千円	830,915千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

買掛金、未払金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規程に従い、案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

前事業年度(平成29年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	398,251	398,251	
(2) 売掛金	249,644	249,644	
資産計	647,895	647,895	
(1) 買掛金	360,480	360,480	
(2) 未払金	36,773	36,773	
負債計	397,253	397,253	

当事業年度(平成30年9月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	830,915	830,915	
(2) 売掛金	319,304	319,304	
資産計	1,150,220	1,150,220	
(1) 買掛金	409,694	409,694	
(2) 未払金	72,180	72,180	
負債計	481,875	481,875	

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(平成29年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	398,186			
売掛金	249,644			
合計	647,830			

当事業年度(平成30年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	830,834			
売掛金	319,304			
合計	1,150,139			

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

平成28年3月18日に1株を100株とする株式分割、また平成29年11月2日に1株を50株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	平成27年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 150,000
付与日	平成27年6月25日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません
対象勤務期間	対象期間の定めはありません
権利行使期間	平成29年6月25日～平成37年6月24日

	第2回新株予約権
決議年月日	平成28年3月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員15
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 32,050
付与日	平成28年4月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません
対象勤務期間	対象期間の定めはありません
権利行使期間	平成30年4月1日～平成37年3月31日

	第3回新株予約権
決議年月日	平成28年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3 当社監査役1 当社従業員7
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 16,550
付与日	平成28年9月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません
対象勤務期間	対象期間の定めはありません
権利行使期間	平成30年9月30日から平成37年9月29日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成27年6月24日	平成28年3月31日	平成28年9月30日
権利確定前(株)			
前事業年度末		22,700	16,050
付与			
失効			
権利確定		22,700	16,050
未確定残			
権利確定後(株)			
前事業年度末	150,000		
権利確定		22,700	16,050
権利行使	20,000	750	
失効	30,000		
未行使残	100,000	21,950	16,050

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成27年6月24日	平成28年3月31日	平成28年9月30日
権利行使価格(円)	900	900	900
行使時平均株価(円)	9,675	4,940	
付与日における公正な評価単価(円)			

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を本源的価値の見積によっております。

なお、当該本源的価値の見積の基礎となる株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フローに基づいて算出した価格を基礎として決定する方法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 676,200千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
178,530千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	3,386千円	5,532千円
資産除去債務	857 "	149 "
未払事業税	3,506 "	1,847 "
その他	693 "	1,102 "
繰延税金資産合計	8,444千円	8,632千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
法定実効税率		30.86
(調整)		
同族会社に対する留保金課税		4.46
税率の変更による影響		0.74
その他		0.27
税効果会計適用後の法人税等の負担率		36.35

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成29年12月の上場の際に行われた公募増資の結果、資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることとなりました。

これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成30年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異について、従来の34.81%から30.62%となりました。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、プロフェッショナル人材向けサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アクセンチュア株式会社	336,995	プロフェッショナル人材向けサービス事業

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アクセンチュア株式会社	327,736	プロフェッショナル人材向けサービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	岡本祥治			当社 代表取締役	被所有 直接69.0	債務被保証	当社不動産賃貸 に対する債務被 保証 1	14,040		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 不動産賃貸借契約の債務被保証の取引金額は、年間賃借料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

記載すべき重要なものはありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	195.79円	531.50円
1株当たり当期純利益金額	85.84円	86.63円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成29年11月2日を効力日として、普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行なわれたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	85,840	101,064
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	85,840	101,064
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,166,566
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の目的となる株式の数188,750株) これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の目的となる株式の数138,000株) これらの詳細は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
純資産の部の合計額(千円)	195,790	646,469
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	195,790	646,469
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,000,000	1,216,320

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	640	10,683	640	10,683	430	846	10,253
工具、器具及び備品	1,716	7,021		8,737	2,869	1,480	5,867
有形固定資産計	2,356	17,704	640	19,420	3,299	2,327	16,121
無形固定資産							
商標権	400			400	126	40	273
ソフトウェア	1,708	1,734		3,442	961	399	2,480
ソフトウェア仮勘定		19,802		19,802			19,802
無形固定資産計	2,108	21,536		23,644	1,088	439	22,556
長期前払費用	12,672	3,815	3,969	12,517		913	12,517

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 基幹システム 19,802千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	9,729	18,068	9,729		18,068

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	81
預金	
普通預金	830,834
合計	830,915

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
アクセント(株)	27,476
(株)リクルートコミュニケーションズ	16,515
(株)SBI証券	15,458
楽天(株)	10,898
(株)リクルート	10,800
その他	238,154
合計	319,304

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
249,644	3,276,353	3,206,693	319,304	90.9	31.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

買掛金

相手先	金額(千円)
IF Business Consulting(株)	17,329
(株)HonmonoJapan	7,482
(株)企業政策秘書	5,400
エクスペインズジャパン(株)	5,360
(株)NKGラボラトリー	5,052
その他	369,068
合計	409,694

未払金

区分	金額(千円)
未払賃金給与	47,191
(株)大塚商会	5,199
三井住友カード(株)	1,480
(株)リクルート	1,458
(株)フロンティアコンサルティング	1,373
その他	15,476
合計	72,180

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	682,350	1,428,043	2,198,286	3,033,660
税引前四半期(当期)純利益金額 (千円)	29,447	77,326	127,723	158,784
四半期(当期)純利益金額 (千円)	18,761	49,274	81,925	101,064
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	18.30	44.11	71.24	86.63

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	18.30	25.20	26.86	15.74

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アールジャパン
取次所	
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由にが生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://mirai-works.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株式は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第6期(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年12月26日関東財務局長に提出。

(2) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第7期第1四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年2月14日関東財務局長に提出。

事業年度 第7期第2四半期(自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年5月15日関東財務局長に提出。

事業年度 第7期第3四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月14日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

平成29年12月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における決議権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

平成29年12月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。

(4) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し)平成29年11月14日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(4)に係る訂正届出書を平成29年11月30日及び平成29年12月11日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月20日

株式会社みらいワークス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 一 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 尾 稔

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みらいワークスの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みらいワークスの平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。